

## 「し尿処理手数料の改定について」資料

## 1 前回審議会（R7.2.18 開催）における質問項目等の整理

番号	質問項目等	回 答																												
1	・各事業者の給料の状況及び経営状況の確認はできないか。	・別紙 1 を参照																												
2	資料 2-15 ・日野町、江府町、日南町の手数料の額が小数点第 3 位までになっている理由は。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例で手数料を規定する際に、1 リットル当たりの手数料を小数点第 2 位で規定しており、その額に消費税率を加えて小数点第 3 位まで規定しているため。</li> <li>・手数料徴収の際は、10 円未満を切り捨てた金額で徴収。</li> </ul>																												
3	資料 2-15 ・鳥取市の直近の改定年月日と改定前の金額が「不明」となっているが、詳細を確認していただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取市の事業者別改定年月日及び手数料の額（税込み・18L 当たり）</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業者</th> <th rowspan="2">改定年月日</th> <th colspan="3">手数料の額（単位：円）</th> </tr> <tr> <th>改定前</th> <th>改定後</th> <th>現在</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 社</td> <td>H31. 4. 1</td> <td>206</td> <td>273</td> <td>278</td> </tr> <tr> <td>B 社</td> <td>H31. 4. 1</td> <td>206</td> <td>273</td> <td>278</td> </tr> <tr> <td>C 社</td> <td>H31. 4. 1</td> <td>194</td> <td>267</td> <td>272</td> </tr> <tr> <td>D 社</td> <td>R6. 4. 1</td> <td>210</td> <td>237</td> <td>237</td> </tr> </tbody> </table> <p>※手数料の額について、A 社、B 社、C 社の「改定後」の金額が、「現在」の金額と異なるのは、令和元年 10 月の消費税改定によるもの。</p>	事業者	改定年月日	手数料の額（単位：円）			改定前	改定後	現在	A 社	H31. 4. 1	206	273	278	B 社	H31. 4. 1	206	273	278	C 社	H31. 4. 1	194	267	272	D 社	R6. 4. 1	210	237	237
事業者	改定年月日	手数料の額（単位：円）																												
		改定前	改定後	現在																										
A 社	H31. 4. 1	206	273	278																										
B 社	H31. 4. 1	206	273	278																										
C 社	H31. 4. 1	194	267	272																										
D 社	R6. 4. 1	210	237	237																										
4	資料 2-14 ・事業者ごとの浄化場への搬入量（し尿・浄化槽汚泥）について情報提供して欲しい。	・別紙 2 及び別紙 3 を参照																												
5	資料 2-2 ・第 3 次米子市合理化事業計画に係る支援策（代替業務の提供）について、詳細を情報提供して欲しい。（もう少し詳しく業界の様子がわかるとよい）	・別紙 4 を参照																												

## 2 追加資料

- (1) 一般廃棄物処理業務における「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた対応について（通知）・・・※別紙 5